

改正 2020年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、チャレンジ精神を持つ中京大学（以下「本学」という。）の学生及び団体に対し、本学教育後援会から中京大学への寄付金を原資とした中京大学チャレンジ奨励金（以下「奨励金」という。）を給付し、本学の学生が多様な活動に積極的に取り組む環境を整備することを目的とする。

(委員会)

第2条 中京大学チャレンジ奨励生及び奨励団体（以下「奨励生等」という。）に関する審議を行うため、学長の下に奨励金委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 奨励生等の選考に関する事項
- (2) 奨励金に関する事項
- (3) その他奨励生等及び奨励金に関する事項

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する学長補佐
- (3) 企画局長
- (4) 学事局長
- (5) 学事局長が指名する学生支援部長
- (6) 校友会・教育後援会事務センター長
- (7) 学長が指名する教職員 若干名

2 委員長は、学長が務める。

3 委員会は、必要に応じて関係する教職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長の招集によって開催され、委員長がその議長となる。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した者は、出席とみなす。

2 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって成立する。

(対象)

第7条 奨励金を給付する対象は、本学の学部又は研究科に在学する学生とする。

(給付金額)

第8条 奨励金の給付額は、1件当たり3万円から100万円までとし、委員会で決定する。

(給付費目)

第9条 給付金の費目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 謝金（支払報酬手数料）
- (2) 交通費（旅費交通費）
- (3) 宿泊費（旅費交通費）
- (4) 備品費（消耗品費又は機器備品費）
- (5) 材料費（消耗品費又は機器備品費）
- (6) 保険加入料（損害保険料）
- (7) 運搬費（通信運搬費）
- (8) 施設使用料（賃借料）
- (9) その他委員会が必要と認めた費目

(募集)

第10条 奨励生等の募集は、募集要項に基づき、毎年度1回行う。

2 募集要項は、委員会が別に定める。

(応募)

第11条 奨励金の給付を希望する学生又は団体は、募集要項に定める期限までに所定の書類を学生支援課を通じて、委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学から懲戒処分又は活動停止の処分を受けた学生又は団体は、処分の期間が含まれる年度は応募することができない。

(選考及び決定)

第12条 委員会は、次に掲げる基準に基づき、選考を行う。

- (1) 募集内容に対する活動の適切性及び適合性
- (2) 活動目的及び活動方法の適切性
- (3) 活動計画の具体性及び適切性
- (4) 活動の学内外への波及可能性
- (5) 活動経費の妥当性

2 学長は、委員会の選考に基づき、奨励生等を決定する。

(採否通知)

第13条 学長は、採否を文書で通知する。採用された学生及び団体に対しては、その後の手続を併せて通知する。

(奨励生等の義務)

第14条 奨励生等は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 10月下旬に中間活動報告書を提出すること。
- (2) 2月中旬に最終活動報告書を提出すること。
- (3) 2月下旬に活動結果発表会で報告すること。

(資格の取消し)

第15条 学長は、奨励生等が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、委員会の審議を経て、奨励生等の資格を取り消すことができる。

- (1) 学籍を失ったとき。
- (2) 第10条第1項又は前条に規定する事項に関し、虚偽の記載その他の不正の事実が判明したとき。
- (3) 正当な理由なく前条に規定する事項を行わなかったとき。
- (4) その他奨励生として適当でないと認められたとき。

(奨励金の返還)

第16条 奨励生等が前条に規定する資格の取消しに該当する場合は、学長は、委員会の審議を経て、給付された奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により奨励金の返還を求められた奨励生等は、採用となった年度末までに返還しなければならない。

(報告)

第17条 委員会は、毎年度の奨励金の給付状況及び奨励生等の活動結果を本学教育後援会に報告するものとする。

(所管)

第18条 奨励金制度に関する業務は、学生支援課が行う。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、委員会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2019年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。